

令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定のための諸係数について

このことについて、下記のとおり定める。

記

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「令」という。)第9条第3項に基づき知事が定める医療費指数反映係数(α)は、1とする。
- 2 令第9条第5項に基づき知事が定める一般納付金所得係数(β)は、1.0213808531295とする。
- 3 令第9条第8項に基づき知事が定める一般納付金基礎額調整係数(γ)は、1.1472031648451とする。
- 4 令第10条第3項に基づき知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数(β)は、1.0086580086580とする。
- 5 令第10条第6項に基づき知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数(γ)は、0.9999999989417とする。
- 6 令第11条第3項に基づき知事が定める介護納付金納付金所得係数(β)は、1.0330538018891とする。
- 7 令第11条第6項に基づき知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数(γ)は、0.9999999969507とする。